

第94号議案

長崎駅西口自動車整理場条例の一部を改正する条例について

目次	ページ
1 条例改正の理由	1
2 条例改正案の概要	1～7
3 条例新旧対照表	8～12

1 条例改正の理由

長崎駅西口自動車整理場（令和2年3月28日供用開始）の管理において、令和3年度から指定管理者制度を導入するに当たり、「長崎駅西口自動車整理場条例」に所要の事項を定める必要があることから、当該条例の一部を改正するもの。

2 条例改正案の概要

(1) 指定管理者制度の導入方針

ア 指定管理者制度の導入

長崎駅西口自動車整理場の管理に当たり、民間の能力やノウハウを活用することで、市民サービスの向上や行政コストの削減、さらには、事務の効率化やトラブル等への迅速な対応などが期待できるため、令和3年度から指定管理者制度を導入しようとするものである。

なお、管理形態が類似する長崎市二輪車等駐車場については、現在、長崎駅西口自動車整理場とともに直営により一体管理しており、当制度の導入に当たっても一体管理することとしている（別途、第93号議案として、「長崎市二輪車等駐車場条例の一部を改正する条例」を上程）。

イ 利用料金制

当制度の導入に当たっては、指定管理者の自律的な経営努力を発揮しやすくし、より効率的な運営を行い、施設の効用を高めることを目的として、施設の利用に係る料金を、直接、指定管理者の収入として收受させる「利用料金制」を適用する。

ウ 指定期間

5年間

指定管理者制度の概要

施設名	選定方法	利用料金制	指定期間
長崎駅西口自動車整理場 長崎市二輪車等駐車場 【有料：11施設】 古川町、万才町、元船町、 元船町第2、尾上町、 恵美須町、新地町、住吉町、 興善町、新大工町、長崎駅 【無料：7施設】 矢の平1丁目、西山2丁目、 若葉町、大橋町、東山町、 東山町第2、立山地区	公募	適用	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで (5年間)

※上記の施設は、令和2年度までは直営管理（業務委託）

収支の推移（長崎駅西口自動車整理場＋二輪車等駐車場※¹）

単位：千円

区分	平成31年度（令和元年度）※ ³	令和2年度※ ⁴
料金収入①	21,522	20,208
管理委託費※ ² ②	11,680	13,027
収支①－②	9,842	7,181

※1：築町・松原町二輪車等駐車場を除く

※2：駐車場管理、料金徴収及び機器保守点検業務の合計

※3：平成31年度（令和元年度）は決算見込み額

※4：令和2年度は当初予算額

(2) 条例改正案の主な内容

項目	現行	改正案
管 理	直営管理	指定管理者による管理
料 金	条例で定める額	条例に掲げる額を基準として、指定管理者が市長の承認を受けて定める額
料金収入	使用料としてすべて市が収受	指定管理者の収入として収受
料金の減免	規定なし	指定管理者が市長の承認を受けて定める基準に基づいた自動車を対象
料金の不徴収	料金不徴収の対象自動車を規定	規定なし（上記の減免基準に盛り込む）
入出庫時間	条例施行規則で定める時間	指定管理者が市長の承認を受けて定める時間

(3) 施行期日

令和3年4月1日

(4) 指定までのスケジュール (予定)

年月	市議会	内容
令和2年6月	6月議会	<u>条例改正</u> ・ 条例改正議案審査
令和2年7月		公募開始
令和2年8月		公募締切
令和2年9月～10月		審査 (指定管理者候補者選定審査会) 指定管理者候補者の決定
令和2年11月	11月議会	<u>指定管理者の指定</u> ・ 指定議案審査
令和3年2月	2月議会	<u>令和3年度当初予算</u> ・ 当初予算議案審査 指定管理者との協定締結
令和3年4月		管理開始

(5) 指定管理者制度を導入する施設の概要

ア 施設概要

名称	所在地	有料 無料 の別	供用日等			施設内容	
			供用日	供用時間	入出庫時間	構造	収容 台数*
長崎駅西口 自動車整理 場	尾上町	有料	1月1日 から 12月31日 まで	午前0時 から 午後12時 まで	午前0時 から 午後12時 まで	平面自走式 フラップ式	18台 (9台)

※収容台数の () は東口駅前交通広場整備後の台数

イ 駐車料金

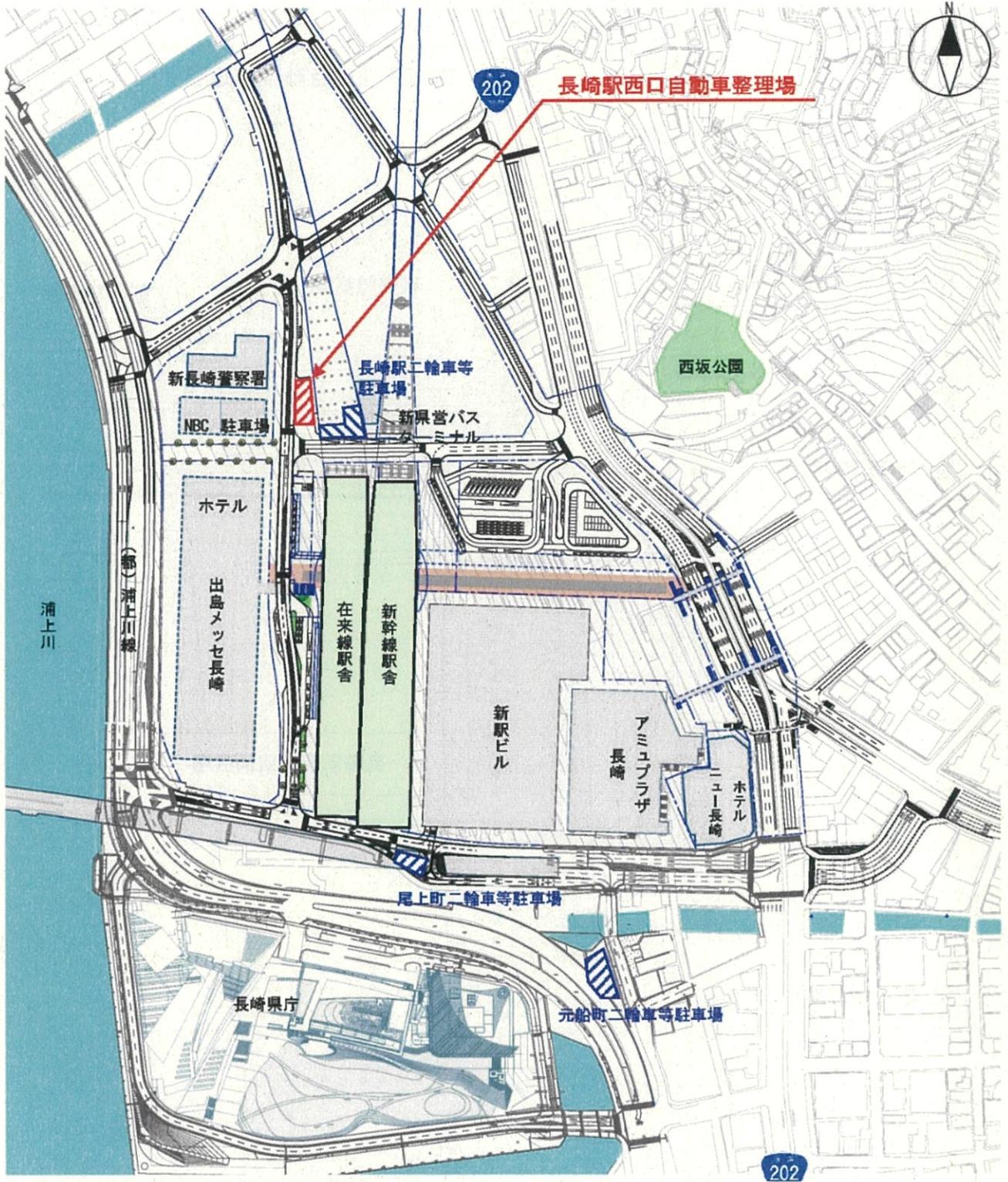
車種	種別	入出庫1回ごとの駐車料金
普通自動車 小型自動車 軽自動車		30分につき200円

※ただし、駐車時間が20分以内である自動車については駐車料金を徴収しない

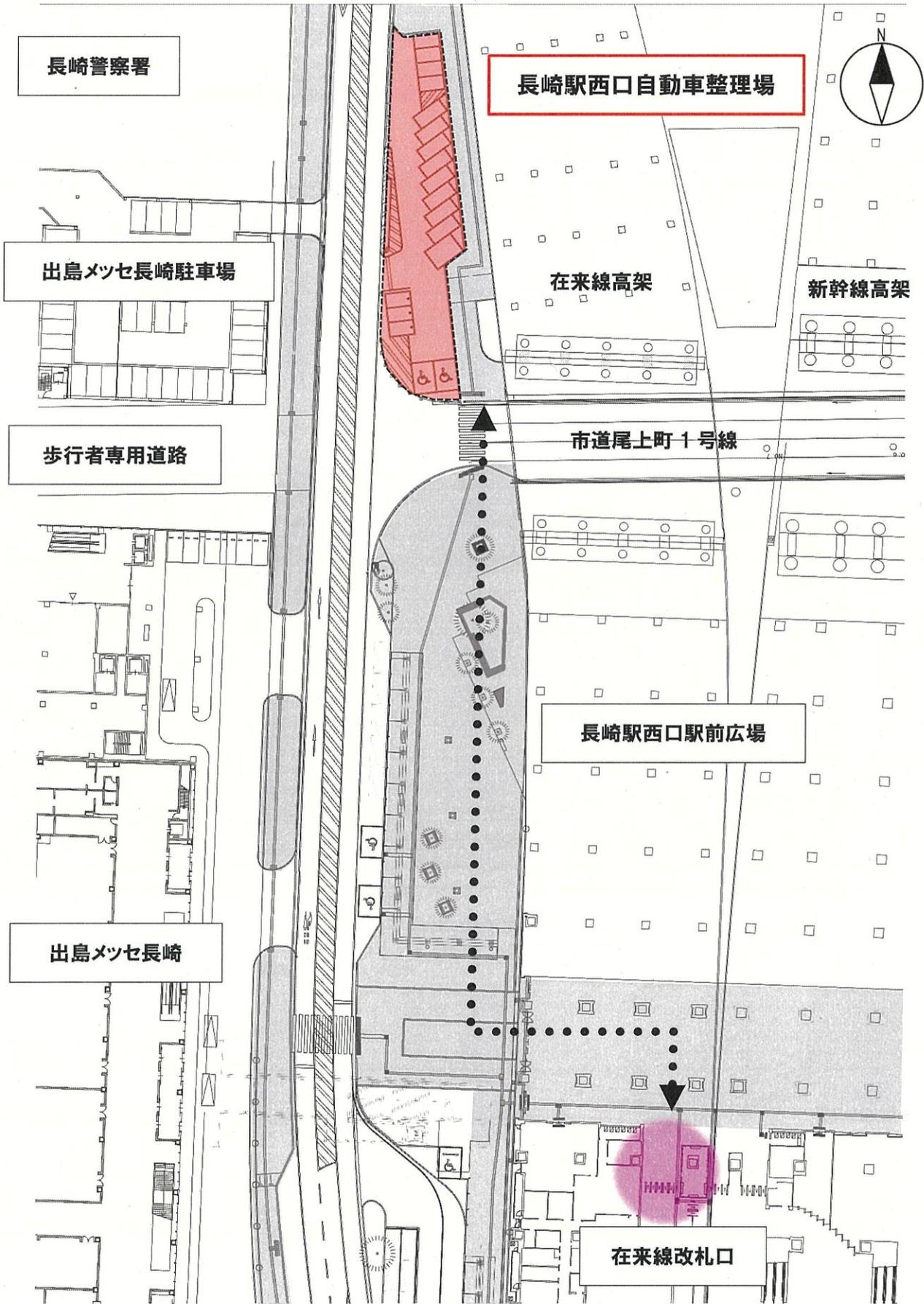
ウ 駐車台数及び料金収入（令和2年4月分）

駐車時間	駐車台数（台）	料金収入（千円）
20分以内	807	—
20分以上	354	244
計	1,161	244

位置図

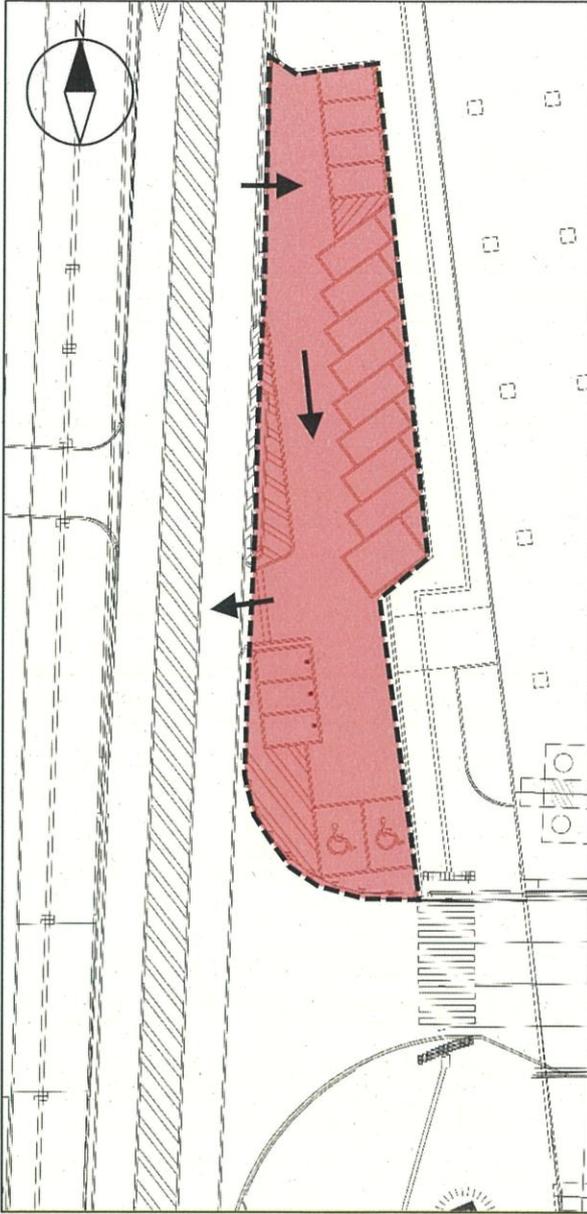


平面図



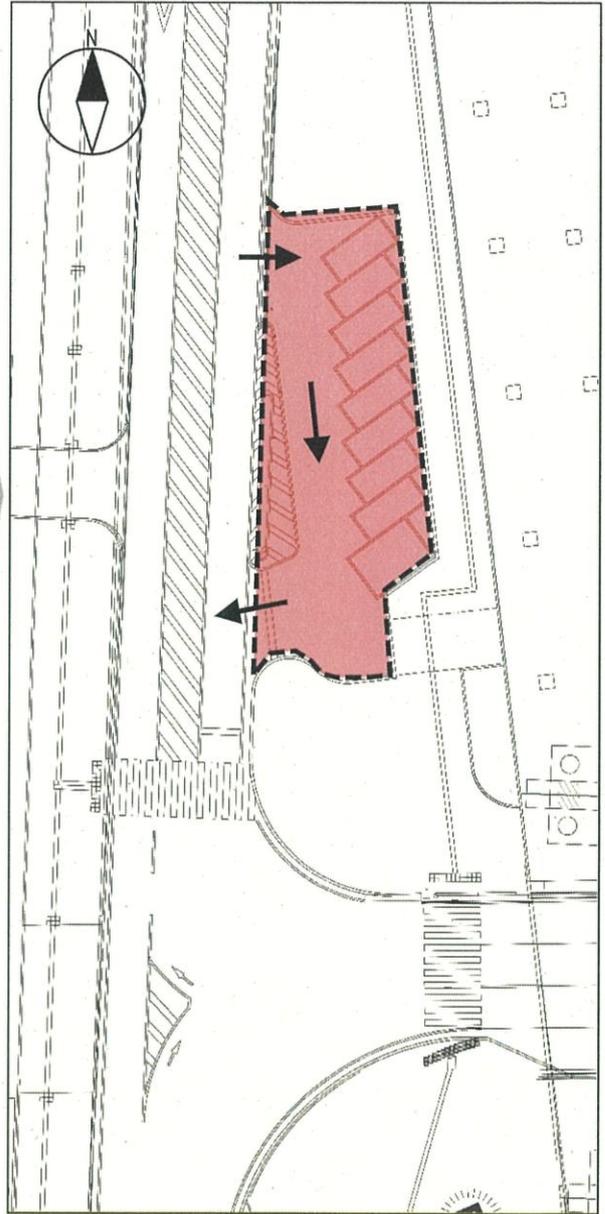
ア 現状

18台（東口駅前交通広場整備前）
R2.3.28～R4年度頃



イ 最終形

9台（東口駅前交通広場整備後）
R4年度頃～



3 条例新旧対照表

現行	改正(案) R 3.4.1 施行
<p>○長崎駅西口自動車整理場条例</p> <p>第1条～第2条 (略)</p>	<p>○長崎駅西口自動車整理場条例</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第3条 市長は、整理場の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の指定に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。</u></p> <p><u>3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる条件を満たすものうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定する。</u></p> <p><u>(1) 市民の平等利用を確保することができるものであること。</u></p> <p><u>(2) 整理場の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。</u></p> <p><u>(3) 整理場の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める条件</u></p> <p><u>(指定管理者が行う業務)</u></p> <p><u>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 整理場の供用に関する業務</u></p> <p><u>(2) 整理場の施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、整理場の運営に関して市長が必要と認める業務</u></p>

(供用日等)

第3条 (略)

(駐車料金)

第4条 整理場の駐車料金（以下「駐車料金」という。）の額は、別表のとおりとする。

(駐車料金の徴収)

第5条 駐車料金は、自動車を駐車させた者から自動車を出庫させるときに徴収する。

(駐車料金の不徴収)

第6条 次の各号のいずれかに該当する自動車については、駐車料金を徴収することができない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第3条の3に基づき国土交通大臣が定める自動車

2 駐車時間が20分以内である自動車については、駐車料金を徴収しない。

(駐車料金の不還付)

第7条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(供用日等)

第5条 (略)

(利用料金)

第6条 整理場に自動車を駐車させた者は、整理場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(削除)

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。

(削除)

(入出庫時間)

第8条 整理場の入出庫時間は、市長の承認を得て指定管理者が定める。

2 前項の承認の基準は、整理場の利用形態、利用

(駐車の拒否又は取消し)

第8条 (略)

(禁止行為)

第9条 (略)

(供用の休止)

第10条 市長は、整理場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、整理場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(駐車料金等の表示)

第11条 市長は、法第24条の3の規定により、利用者の見やすい場所に次に掲げる事項を明示した標識を設けることとする。

- (1) 駐車料金の額
- (2) 駐車することができる時間
- (3) 駐車料金の徴収方法
- (4) 割増金の徴収に関する注意事項
- (5) その他整理場の利用に関し必要と認められる事項

(損害賠償)

第12条 (略)

者の利便性等を勘案して市長が別に定める。

(駐車の拒否又は取消し)

第9条 (略)

(禁止行為)

第10条 (略)

(供用の休止)

第11条 指定管理者は、整理場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、市長の承認を得て、整理場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(利用料金等の表示)

第12条 指定管理者は、市長の承認を得て利用者の見やすい場所に次に掲げる事項を明示した法第24条第3項の標識を設けることとする。

- (1) 利用料金の額
- (2) 駐車することができる時間
- (3) 利用料金の徴収方法
- (4) 割増金の徴収に関する注意事項
- (5) その他整理場の利用に関し必要と認められる事項

(損害賠償)

第13条 (略)

(市長による管理)

第14条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第3条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第6条第1項、第7条、第8条第1項、第11条及び第12条の規定の適用については、第6条第1項中「整理場に自動車を駐車させた者は、整理場の利用に係る料金（以下「利

用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表に掲げる駐車料金を市長に納入しなければならない」と、第7条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金」と、第8条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第11条中「指定管理者は、整理場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、整理場の補修その他の理由により必要があると認めるときは」と、第12条の見出し中「利用料金等」とあるのは「駐車料金等」と、同条中「指定管理者は、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、」と、同条第1号及び第3号中「利用料金」とあるのは「駐車料金」とし、第6条第2項及び第3項並びに第8条第2項の規定は適用しない。

3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(委任)

第15条 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎駅西口自動車整理場条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の入庫に係る整理場の利用について適用し、施行日前の入庫に係る整理場の利用については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 指定管理者の指定に関し必要な手続きは、施行日前においても行うことができる。

(委任)

第13条 (略)

別表 (第4条関係)

種別 車種	入出庫1回ごとの 駐車料金
普通自動車 小型自動車 軽自動車	<u>30分につき 200円</u>

備考 (略)

別表 (第6条関係)

種別 車種	入出庫1回ごとの駐車料金	
	<u>最初の20分ま で</u>	<u>20分を超える 場合</u>
普通自動車 小型自動車 軽自動車	<u>無料</u>	<u>30分につき 200円</u>

備考 (略)